

令和5年度

附属病院区域清掃業務

条件付一般競争入札
入札説明書



令和5年2月

公立大学法人福島県立医科大学

入札説明書

公立大学法人福島県立医科大学が発注する附属病院区域清掃業務に係る一般競争入札（以下「入札」という）については、公立大学法人福島県立医科大学特定調達契約事務 取扱細則（以下「契約細則」という。）第6条の規定に基づき、本件契約に関し、入札に参加する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者）

公立大学法人福島県立医科大学理事長 竹之下 誠一

2 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

附属病院区域清掃業務 一式

(2) 仕様等

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

ただし、原則として3年を超えない間は、本学が必要と認めた場合1年ごとに更新することができるものとする。

(4) 履行場所

福島市光が丘1番地

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

(2) 福島県の庁舎等維持管理業務（清掃等業務）の入札参加有資格者であること。

(3) 下記4に掲げる日から開札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。

(4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「建築物衛生法」という。）第12条の2第1項第1号又は第8号に掲げる事業について都道府県知事の登録を受けていること。

(5) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に定める基準に適合する者であること。

(6) 医療法第1条の5第1項に規定する病院において、業務対象延べ床面積が4万平方メートル以上、かつ、病床数500床以上（ICU10床以上を含む。）の清掃業務を、過去5年以内に36か月以上継続して履行した実績を有すること。（不履行は除く。）

- (7) 第一種感染症指定医療機関に指定されている病院の清掃業務を過去10年間に同一施設で36か月以上継続して履行した実績を有すること。(不履行は除く。)
- (8) 次の認定等を受けていること。
- ・医療関連サービスマーク
 - ・ISO9001、ISO14001
 - ・ISO27001の認証又はプライバシーマークの認証
- (9) 医療環境管理士及び建築物清掃管理評価資格者2級以上の資格を有する者が1名以上在籍しており、当該資格者による作業品質評価を定期的実施できるものであること。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、上記3に掲げる必要な資格の確認を受けるため、入札参加資格確認申請書(様式1)に次の書類を添付し、下記5(1)の場所に提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること(郵便による場合は書留郵便とする)。

なお、令和5年2月28日(火)午後5時までに必着とし、申請を行わなかったときには、入札に参加する者に必要な資格の確認ができないこととなり、入札には参加できないので注意すること。

また、入札参加資格確認通知書(様式11)を郵便により送付するので確認すること。

(発送予定 令和5年3月7日(火))

- (1) 法人登記簿謄本(コピー可)
- (2) 印鑑証明書(コピー可)
- (3) 身分証明書(個人企業の代表者に限る。契約を締結する能力を有しない者並びに破産者で復権を得ていない者でないことの市町村長の証明)(コピー可)
- (4) 上記3(2)(4)(5)(8)(9)に基づく資格を有することを証明する書類(コピー可)
- (5) 業務実績証明書(様式2)(原本とする)
- (6) 入札保証金納付免除申請書(様式3)…免除を申請する者
- (7) 入札出席届(様式6)
- (8) 実施体制及び配置人員数(様式8)
- (9) 作業従事者名簿(様式9)
- (10) 親子会社等に関する調書(様式10)

※ 長3封筒を同封すること

封筒に84円切手を貼付し、入札参加資格確認結果通知書の送付先の宛名を記入すること。

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の配布場所及び問合せ先
- 〒960-1295 福島県福島市光が丘1番地
公立大学法人福島県立医科大学 総務課管財係
電話 024-547-1017(直通)

(2) 契約条項を示す期間

令和5年2月6日(月)から令和5年2月28日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時分まで

(3) 入札及び開札の日時及び場所

令和5年3月22日(水)午後1時30分

福島市光が丘1

公立大学法人福島県立医科大学 8号館5階 S507会議室

(郵便により入札書を提出する場合は、書留郵便により行うものとし、令和5年3月20日(月)午後5時00分までに必着のこと。)

なお、持参又は郵送により提出された入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。

6 入札書の提出方法

(1) 入札書は、入札書(様式4)により、上記5(3)に示す場所へ提出すること。

(2) 入札書を直接提出する場合は、封書に入れて密封し、かつ次の事項を記載すること。

ア 氏名

イ [3月22日開札 附属病院区域清掃業務一式の入札書在中]

(3) 入札書を郵便(書留郵便に限る)により提出する場合は、二重封筒とし、入札書を中封筒に密封の上、当該中封筒及び外封筒に上記(2)に掲げる事項を記入すること。

(4) 代理人が出席する場合は委任状(様式5)を提出すること。

(5) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア 落札の決定に当たっては、入札書に記載された入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名の記載及び代表者の押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)をすること。

ウ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに、当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。

7 低入札価格調査制度に関する事項

(1) 本件は、低入札価格調査制度適用業務である。

(2) 低入札価格調査について

落札候補者の入札金額が低入札価格調査基準価格(非公表)を下回った場合は、調査のための書類等の提出を求め、以下に示す内容により調査を行い、当該契約の内容に適合した履行がなされるかどうかを確認する。

調査の対象となった落札候補者は、調査に協力しなければならない。

なお、当該落札候補者は、提出を求められた調査のための書類等を、指定された期日までに提出しなければならない。

調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められる場合は、当該落札候補者を失格とする。

ア 当該価格で入札した理由

イ 入札価格内訳書

ウ 業務計画書

エ 作業計画書

オ 業務関係者届出書

カ 業務従事者配置表

キ 清掃業務用機械・資材の状況

ク 本件業務と同種業務の履行実績

ケ 現在の受注・手持ち業務状況

コ 経営状況及び信用状況（不渡り有無、貸金不払いの有無、下請代金の支払遅延事実の有無についての申告、納税証明書、財務諸表、直前3年の各営業年度における受注金額の報告）

サ その他必要な事項

(3) 調査基準価格を下回り落札者となった場合の契約の条件

落札候補者の入札金額が調査基準価格（非公表）を下回り落札者となった場合には、本件入札説明書の記載事項にかかわらず、以下の内容を契約の条件とする。

ただし、落札候補者は、当該契約条件では履行できないと判断する場合には、落札者決定前に辞退することができる。

ア 当該業務における契約保証金は、業務委託料の100分の15以上とする。

イ 当該業務における業務責任者は専任の者とする。

なお、「専任」とは当該業務の全期間にわたって他の業務に従事せず、当該業務にのみ従事することであり、他の業務の業務責任者を兼ねることはできないことをいう。

8 入札保証金

(1) 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとする。

(3) 公立大学法人福島県立医科大学契約細則第9条各号（別記1）に該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

なお、その際は、入札保証金納付免除申請書（様式3）を提出すること。

(4) 入札保証金の納付及び還付については別途定めるところによる。

9 入札方法及び開札等

(1) 開札は、上記5（3）で指定する日時及び場所で行う。

- (2) 開札に先立ち、入札者は次の書類により確認を受けるものとする。
入札参加資格確認通知書（様式 1 1）（入札者が本書を持参すること。）
- (3) 開札は、入札者及びその代理人を立ち合わせて行うものとし、入札者又はその代理人
が立ち合わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。
- (4) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再
度入札に付すことができるものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、
再度入札については棄権したものとする。

10 入札者に要求される事項

入札者は、封印した入札書及び添付書類を入札書の提出期限まで提出しなければならない。
また、入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、福島県立医科大学
理事長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

11 入札心得

- (1) 入札者は、仕様書等、契約の方法及び入札の条件等を熟知し、当該仕様書等について疑
義がある場合は、入札仕様書等に関する質問書（様式 7）を上記 5（1）に提出すること
により説明を求めることができる。
提出期限：令和 5 年 2 月 1 3 日（月）
回答予定日：令和 5 年 2 月 2 0 日（月）
回答方法：公立大学法人福島県立医科大学ホームページに掲載する。
- (2) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなけれ
ばならない。
- (3) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。
- (4) 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。
ア 契約の履行に当たり故意に業務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不
正の行為をした者
イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得る
ために連合（談合）した者
ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
エ 契約の適正な履行の確保又は給付の完了の確認をするための必要な監督又は検査
の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
オ 正当な理由がなくして契約を履行しなかった者
カ 前各号の一に該当する事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり
代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。ただし、発注者が特に
やむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (6) 開札開始時刻後においては、入札者又はその代理人は、開札場所に入場することが
できない。
- (7) 入札者又はその代理人は 入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書換え又は撤
回をすることができない。

12 入札の取り止め等

入札者が相連合（談合）し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

13 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) この入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札
- (3) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札
- (4) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (5) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (6) 記名、押印を欠く入札
- (7) 金額を訂正した入札
- (8) 誤字、脱字等により意志表示が不明瞭である入札
- (9) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (10) 明らかに連合（談合）によると認められる入札
- (11) 入札参加資格審査において虚偽の申請を行った者の入札

14 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、令和5年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じるものとする。

15 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
ただし、入札金額が低入札価格調査基準価格（非公表）を下回った場合には、必ずしも落札者とはならない場合がある。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、随意契約とすることができる。
- (4) 入札金額が低入札価格調査基準価格（非公表）を下回った場合には、入札者に対して落札者の決定を保留し、落札者については後日決定し、その内容を通知することを告げて入札を終了する。この場合においては、当該入札者名を公表する。

上記7（1）で定める低入札価格調査により、最低価格入札者の入札価格により当該契約の内容に適合した履行がなされると認められた場合は、最低価格入札者を落札者と決定し、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められる場合は、予定価格の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、最低価格をもって入札した者（次順位者）を落札者と決定する。

なお、次順位者の入札金額が低入札価格調査基準価格（非公表）を下回った場合には、上記 7（1）で定める低入札価格調査を実施する。

16 落札者決定の通知

落札者に対しては、落札決定後、電話等の確実な方法により速やかに通知する。

なお、入札金額が低入札価格調査基準価格（非公表）を下回り、上記 7（1）で定める低入札価格調査の実施を経て落札者を決定した場合には、落札者に加えて、他の入札者全員に対してもその旨を通知するものとする。

17 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとする。
- (3) 公立大学法人福島県立医科大学契約細則第 39 条第 1 項ただし書き（別記 2）に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、別に定めるところによるものとする。

18 契約書の作成

- (1) 委託契約書（別紙のとおり。以下「契約書」という。）を作成する場合において落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、履行期間の初日までに取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が上記 (1) に定める期間内に契約書を提出しないときは落札の決定を取消すことがある。

19 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

20 契約条項

契約書（案）のとおり

21 苦情の申し立て

すべての競争入札参加有資格者は、本契約に係る入札等について政府調達に関する協定の規定に違反する調達が行われたと判断する場合は、調達をする発注者等へ協議又は苦情を申し出ることができる。

22 その他

- (1) この入札説明書に疑義がある場合は、入札者は、その疑義について入札前に説明を求めることができる。
- (2) 低入札価格調査基準価格（非公表）を下回る入札金額で落札、契約締結した場合は、低入札価格調査で当該落札者が説明した内容の履行状況を確認するため、業務完了後に調査を実施する場合がある。
調査の対象となった場合は、調査に協力しなければならない。

別記 1

(入札保証金の免除)

第9条 次に掲げる場合においては、前条の規定に関わらず入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 競争に参加しようとする者が保険会社との間に法人を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 第4条に規定する資格を有する者が過去2年間に国（予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる公庫等を含む。）、福島県（福島県が定めた「公社等外郭団体への関与等に関する指針」の対象公社等を含む）、その他の地方公共団体又は法人と、その種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

別記 2

公立大学法人福島県立医科大学契約細則（抜粋）

(契約保証金)

第39条 契約を結ぶ者をして、契約金額の百分の五以上（工事等の請負契約にあつては百分の十以上）の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、契約の相手方が、保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証契約を結んだとき、その他その必要がないと認める場合においては、その全部又は一部を納めさせないことができる。

2 前項の保証金の納付は、有価証券の提供をもってこれに代えることができる。

3 前項の有価証券の種類及びその担保価額は、次の各号に定めるとおりとする。

- | | |
|--------------------|------------|
| 一 福島県債証券 | 額面全額 |
| 二 国債証券 | 額面全額の10分の8 |
| 三 地方債証券（福島県債証券を除く） | 額面全額の10分の8 |
| 四 理事長が確実であると認める社債権 | 時価の10分の8 |